

第6章 第2期障がい児福祉計画

1 第1期計画の目標の達成状況

第1期障がい児福祉計画では、障がい児支援の提供体制の整備等について国の基本指針に即し、目標を設定しました。

(1) 障がい児支援の提供体制

国の基本指針

○令和2年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築します。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項目	目標	実績	考え方
児童発達支援センターの設置	0 箇所	0 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	0 箇所	0 箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	0 箇所	0 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0 箇所	0 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。

【評価】

町単独での設置は難しいため、目標値は定めていません。
 今後は圏域での検討や近隣市との連携を進めていきます。

(2) 医療的ケア児に対する支援

国の基本指針

○平成30年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

項目	協議の場の有無	
	目標	実績
平成30年度末時点の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の有無	無	無

【評価】

町単独での設置は難しいことから、今後は圏域において協議の場の設置ができるよう検討していきます。

2 第2期計画の成果目標

国の基本方針に即し、「障がい児支援の提供体制の整備等」について、令和5年度末における成果目標を次のとおりに設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児支援の提供体制

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1箇所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1箇所以上

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	0 箇所	いずれも町単独では難しいため、0 箇所としました。
保育所等訪問支援の提供体制	0 箇所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	0 箇所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	0 箇所	

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場の設置の有無
令和5年度末時点での協議の場	有
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	無

■見込の考え方■

現状において、町単独で新たな協議の場を設置するのは難しいことから、必要に応じ田上町障害者自立支援協議会を活用する。

3 障がい児福祉サービスの実績と見込量

■ サービスの体系

[児童福祉法に基づくサービス体系]

障がい児支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 障がい児相談支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援

(1) 障がい児支援

障がい児支援には、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「障がい児相談支援」「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数」があります。

■ 確保策 ■

現在、町内に障がい児支援サービス提供事業所はありません。そのため、町内の提供体制を整えるため、田上町障害者自立支援協議会等で新規事業者の参入を促す方策等を検討するとともに、町外（圏域）事業所の利用がしやすくなるよう、指定障害児相談支援事業所と連携を図りながら、適切な情報提供に努めます。

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施します。

[児童発達支援]

(人日、人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	22	22	22	20	20	20
	実績	4	3	1	-	-	-
	計画比	18.2%	13.6%	4.5%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	2	1	1	-	-	-
	計画比	200.0%	100.0%	100.0%	-	-	-

■ 見込量の考え方 ■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

② 医療型児童発達支援

障がい児に対して、日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、その置かれている環境に応じて適切、効果的な指導、訓練、治療を行います。

【医療型児童発達支援】

(人日、人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	22	22	22	20	20	20
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

③ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進のための支援を行うとともに、放課後の居場所を提供します。

【放課後等デイサービス】

(人日、人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	120	160	200	280	320	360
	実績	57	120	243	-	-	-
	計画比	47.5%	80.0%	121.5%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	6	8	10	14	16	18
	実績	13	18	20	-	-	-
	計画比	216.7%	225.0%	200.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

④ 保育所等訪問支援

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援を提供します。

【保育所等訪問支援】

(人日、人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を実施します。

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児が対象です。

【居宅訪問型児童発達支援】

(人日、人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

⑥ 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用する障がい児に対し、適切なサービス利用の支援をするため『障害児支援利用計画』を作成し、一定期間ごとにモニタリング（利用状況の検証）を行います。

【障がい児相談支援】

(人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	10	12	14	20	20	20
	実績	13	18	20	-	-	-
	計画比	130.0%	150.0%	142.9%	-	-	-

■見込量の考え方■

過去の利用者数の増減動向から見込量を設定しました。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数】

(人/年)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込量の考え方■

現状において配置は難しいと考えます。

(2) 発達障がい者等に対する支援

① パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数

ペアレントトレーニングとは、保護者が子どもとのよりよい関わり方を学びながら日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けプログラムです。
(人/年)

区分	第2期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	3	4	4

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

② PARENT・メンターの人数

ペアレント・メンターとは、自らも発達障がいのあるお子さんの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者を指します。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ保護者に対して共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。
(人/年)

区分	第2期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	0	0	0

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

③ ピアサポートの活動への参加人数

ピアサポートとは、同じ悩みを持つ者同士や発達障がい児を持つ保護者同士が集まる場を提供することです。
(人/年)

区分	第2期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	5	6	7

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。